(趣旨)

- 第1条 この規程は、理事長の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 決裁 理事長又は専決する権限を有する者が事務の処理について最終的に意思決定することをいう。
 - (2) 専決 理事長の権限に属する事務のうち、この規程に定められた範囲内で、常時理事長に代わって決裁することをいう。
 - (3) 専決者 専決する権限を有する者をいう。
 - (4) 代決 理事長又は専決者(以下「決裁者」という。)が不在のときに、一時的にそれらの者 に代わって決裁することをいう。
 - (5) 代決者 代決する権限を有する者をいう。 (専決者の心得)
- 第3条 事務の専決に当たっては、常によく上司の意図を体して、いやしくも専決制度の趣旨を誤って専断に陥ることなく適切、公正かつ迅速に事務を処理しなければならない。 (専決事項)
- 第4条 専決者は、別表第1に定めるところにより専決する。 (事務決裁基準)
- 第5条 課等において決裁を必要とする事項のうち、前条の規定により難いものの処理については、 別表第2に定める事務決裁基準に基づいて取り扱うものとする。
- (専決の特例) 第6条 この規程により専決できる事項にあっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、 上司の決裁を受けなければならない。
 - (1) 規定の解釈上疑義があると認められる事項
 - (2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
 - (3) 紛争議論のあるもの、又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
 - (4) 上司の指示で起案した事項
 - (5) その他特に上司において事案を知っておく必要があると認められる事項 (代決)
- 第7条 代決は、あらかじめ指示を受けた事項又は特に至急処理しなければならない事項に限りする ことができる。
- 2 代決者の範囲は、次の表の左欄に掲げる決裁者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

決裁者	決裁者が不在のとき	
理事長	副理事長(副理事長が置かれていない場合は、	
	病院長)	
病院長	副病院長	
薬剤部長	副薬剤部長	
室長	副室長	
看護部長	副看護部長	
管理部長	副管理部長(副管理部長が置かれていない場	
	合は、課長)	
課長	係長	

(代決の報告)

第8条 前条の規定に基づき代決した事項については、決裁者の閲覧に供さなければならない。

附則

- この規程は、公布の日から施行する。 附 則(平成24年9月28日制定)
- この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日制定)

- この規程は、公布の日から施行する。 附 則(平成30年4月11日制定)
- この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

診療に係る部の専決事項

事項		専決区分		
尹垻		病院長	副病院長	
1	休暇及び職務専念義務免除に関すること。	副病院長	部長以下の職員	
2	時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ	副病院長	部長以下の職員	
	と。			
3	出張命令に関すること。		0	
4	実習生の受入れに関すること。		0	

薬剤部及び診療に係る室の専決事項

事項		専決	区分
	事項	室長	副室長
1	休暇及び職務専念義務免除に関すること。	0	
2	時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ	0	
	と。		
3	出張命令に関すること。	0	
4	実習生の受入れに関すること。	0	

看護部の専決事項

		専決区分		
	事項	理事(総括看	看護部長	副看護部長
		護部長)		
1	休暇及び職務専念義務免除に関すること。		0	
2	時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ		0	
	と。			
3	出張命令に関すること。		0	
4	看護部職員の配置転換に関すること。	0		
5	実習生の受入れに関すること。		0	

管理部の専決事項

(1) 人事に関する事項

事項		専決区分		
	事 快	病院長	管理部長	課長
1	休暇及び職務専念義務免除に関すること。		副管理部長及	係長以下の職
			び課長	員
2	時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ		副管理部長及	係長以下の職
	と。		び課長	員
3	出張命令に関すること。		副管理部長及	係長以下の職
			び課長	員

4	組合休暇に関すること。	0		
5	心身の故障による休暇に関すること。	0		
6	専従休職に関すること。	0		
7	育児休業に関すること。	0		
8	営利企業等の従事許可に関すること。	0		
9	非常勤職員の採用及び辞職に関すること。	0		
10	給与の決定調整に関すること。			0
11	普通昇給に関すること。			0
12	職員の社会保険及び厚生に関すること。			0
13	職員の手当受給資格の認定に関すること。			0
14	公務災害補償に関すること。		0	
15	被服貸与に関すること。			0
(2)	財産に関する事項			
		·	± '4 = '1	

事項		専決区分		
	事 快	病院長	管理部長	課長
1	医療機器及び備品の購入及び修理並びに不	1,000万円未	500万円未満	50万円未満
	用品の処分に関すること。	満		
2	診療材料、薬品、給食材料、消耗備品、消		100万円以上	100万円未満
	耗品、印刷物、燃料等の購入及び不用品の			
	処分に関すること。			
3	固定資産の貸付けに関すること。		重要	軽易
4	固定資産の亡失又は損傷に対する損害賠償		10万円以上	10万円未満
	又は原状回復に関すること。			
5	物品の貸付けに関すること。			0
6	土地及び建物の登記に関すること。			0

(3) 工事に関する事項

事項		専決区分		
	学 供	病院長	管理部長	課長
1	工事資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又	重要	やや重要	軽易
	は不用品の処分に関すること。			
2	工事並びに測量、調査及び設計等の委託に	重要	やや重要	軽易
	係る設計図書の承認に関すること。			
3	工事の一部委任又は一部請負の承認に関す	重要	やや重要	軽易
	ること。			
4	工事並びに測量、調査及び設計等の委託の	重要	やや重要	軽易
	検査及び検査報告に関すること。			
5	工事請負代金債権の譲渡に係る承諾に関す	重要	やや重要	軽易
	ること。			

(4) 予算経理に関する事項

事項		専決区分		
	事 快	病院長	管理部長	課長
1	国又は県に対する補助金等の交付申請に関	500万円以上	500万円未満	
	すること。			
2	補助金の額の確定に関すること。			0
3	収入の決議、納付又は納入の告知に関する			0
	こと。			
4	収入の還付に関すること。			0
5	収入の更正決定に関すること。			0

6	収入に係る納期限の延長又は分割に関する		0
	こと。		
7	収入の減免に関すること。	減免事由の明	減免事由の明
		確なもの以外	確なもの
		のもの	
8	交際費に関すること。	5万円以上	5万円未満
9	食糧費に関すること。	3万円以上	3万円未満
10	未払伝票及び支払伝票の起票に関するこ		0
	と。		
11	予算の流用及び予備費の充用に関するこ	100万円以上	100万円未満
	と。		
12	不能欠損処分に関すること。	0	
13	物品の受払いに関すること。	-	0
14	たな卸立会人の指定に関すること。		0

(5) 契約に関する事項

事項		専決区分		
	事 供	病院長	管理部長	課長
1	指名業者の決定に関すること。	重要	やや重要	軽易
2	予定価格の設定に関すること。	重要	やや重要	軽易
3	契約の締結に関すること。	重要	やや重要	軽易

(6) その他の事項

 		専決区分		
	尹快	病院長	管理部長	課長
1	桑名市情報公開条例に基づく公文書の公開	重要	やや重要	軽易
	又は非公開の決定及び決定期間の延長に関			
	すること。			
2	桑名市個人情報保護条例に基づく個人情報	重要	やや重要	軽易
	の開示若しくは非開示、訂正、削除又は中			
	止の決定及び決定期間の延長に関するこ			
	と。			
3	施設基準の届出に関すること。	\circ		
4	感染症の届出に関すること。	_	_	0
5	保存文書の廃棄に関すること。	_	_	O

別表第2 (第5条関係)

区分	事項
理事長決裁基準	1 地方独立行政法人桑名市総合医療センター(以下「法人」という。)の管
	理運営の基本方針及び実施計画に関すること。
	2 予算原案及び予算に関する説明書に関すること。
	3 決算の調製に関すること。
	4 規程の制定改廃に関すること。
	5 不服申立て、訴訟、和解及び調停に関すること。
	6 組織及び職制に関すること。
	7 職員の人事に関すること。
	8 次に掲げる事務のうち、法人の管理運営上特に重要なものについて決定す
	ること。
	(1) 許可、認可その他の行政処分に関すること。
	(2) 請願及び陳情に関すること。
	(3) 事務改善に関すること。

	(4) 儀式及び表彰並びに会議の開催及び運営に関すること。
	9 前各項に準ずる特に重要又は異例なものに関すること。
病院長決裁基準	次に掲げる事務のうち、診療業務に係る重要なものについて決定すること。
	(1) 事務改善に関すること。
	(2) 儀式及び表彰並びに会議の開催及び運営に関すること。
管理部長決裁基	1 次に掲げる事務のうち、診療以外の業務に係る重要なものについて決定す
準	ること。
	(1) 許可、認可その他の行政処分に関すること。
	(2) 請願及び陳情に関すること。
	(3) 事務改善に関すること。
	(4) 儀式及び表彰並びに会議の開催及び運営に関すること。
	2 重要な告示、公告その他の公示に関すること。
	3 重要な申請、通知、照会、報告、回答等に関すること。
課長決裁基準	1 所掌事務に実施に関すること。
	2 定例的な許可、認可その他の行政処分に関すること。
	3 定例的な告示、公告その他の公示に関すること。
	4 定例的な申請、通知、照会、報告、回答等に関すること。
	5 月報、日報等の作成及び原簿、台帳等の作成に関すること。
	6 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に関すること。
係長決裁基準	1 軽易な許可、認可その他の行政処分に関すること。
	2 軽易な告示、公告その他の公示に関すること。
	3 軽易な申請、通知、照会、報告、回答等に関すること。
	4 軽易な諸証明及び閲覧に関すること。
	5 その他軽易な事務であって、疑義又は裁量の余地のないもの